

平成25年4月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成25年4月19日（金）午後3時00分
- 2 閉 会 平成25年4月19日（金）午後4時30分

◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 審議事項
 - (1) 議決事項
 - 報告第1号 三木市子どものいじめ防止に関する条例第11条第2項の規定による教育委員会の判断基準等に関する規程の制定について
 - 報告第2号 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 報告第3号 三木市高齢者大学学長の委嘱について
 - (2) 報告事項
- 5 その他
 - (1) 次回定例教育委員会の開催日時について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稻 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教 育 部 長	山 本 公 大
		教 育 総 務 課 長	石 田 寛
		教 育 環 境 整 備 課 長	井 上 博 務

学校教育課長	古谷昭文
文化スポーツ振興課長	松村正和
教育センター所長	梶本佳照
図書館長	告野幹也
教育総務課主査	石田英之
教育総務課主任	堂元誠二

傍聴者 0人

◇ 会議内容

1 開 会

里見委員長が、平成25年4月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員長職務代行者と稲見委員を指名した。

3 会議録の承認

里見委員長が平成25年3月臨時会の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。また、平成25年3月定例会の会議録の承認について、稲見委員から一部修正を求める発言があった。里見委員長がこのことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

4 審議事項

(1) 議決事項

【報告第1号】 三木市子どものいじめ防止に関する条例第11条第2項の規定による教育委員会の判断基準等に関する規程の制定について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

「三木市子どものいじめ防止に関する条例第11条第2項の規定による教育委員会の判断基準等に関する規程」の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求めるものである。3月の定例教育委員会において協議した内容から次の3点について修正している。①第1条及び第2条の「この規程は」を「この訓令は」に修正した。②第3条第2項について、誰の立場に立って重大ないじめかどうかの判断をするのかを明確にするため、「当該いじめを受けた子どもの立場に立って」に修正した。③附則の施行期日を「平成25年4月1日」とした。また、教育委員会が重大ないじめかどうかを判断する基準の内容として別紙を作成している。3月の定例教育委員会において協議した内容から次の2点について修正している。①「(3)金品のたかり又は隠し」について、どの児童生徒かを明確にするため、「当該いじめを受けた児童生徒」に修正した。②「(4)その他教育委員会が重大と判断するもの」についても、どの児童生徒かを明確にするため、「当該いじめの被害者加害者の児童生徒間」に修正した。

(委員) 別紙の「(4)その他教育委員会が重大と判断するもの」の「インターネット上のいじめ等、対応が広域に及ぶもの」についての考え方を具体的に説明されたい。

(事務局) インターネット上のブログやラインなどにおいて、人を中傷するような言葉を載せるいじめが起こった場合に、その言葉を削除させたり、又はネットパトロールをしたりするときに、警察や兵庫県教育委員会と連携して行うことが必要であるので、そういう場合を想定している。そのような場合について、教育委員会が重大と判断するものと考えている。

(委員) 広域だけに限っているということでもいいのか。メール等で個人的に相手を攻撃するような場合は、広域ではないと考え

るがどうか。

(事務局) メール の やり取り の 中 で いじめ が 起 こる こ と は、 当 然 あ り え る。 そ う い う 場 合 に つ い て も、 ツー ル と し て メー ル を 使 っ て い る だ け で、 (2) の 仲 間 は ず れ、 無 視 と か に 当 然 該 当 し て く る と 考 え る の で、 こ れ が 当 該 児 童 生 徒 に 著 し い 精 神 的 な ダ メ ー ジ を 与 え て い る の で あ れ ば、 市 長 に 報 告 す べ き 重 要 な 案 件 と 判 断 す る の が 妥 当 で あ る。

(委 員) そ れ を 広 域 に 及 ぶ も の と 言 え る か ど う か。

(事務局) 広域に及ぶものというのは、メールのような個対個ではなく、不特定多数が見られるようなブログなどにいろいろ面白半分に書き込んだりすることを想定していると考えている。

(委 員) では、数人の子どもが1人の子どもを仲間はずれにするようなメールのやり取りをしている場合は、報告の対象にしないということか。

(事務局) 本人が著しく精神的な苦痛を感じているような場合は、報告の対象になると考える。

(委 員) 先ほど、ネットパトロールという言葉があったが、三木市はそういうことができる体制になっているか。

(事務局) まだそういう体制はできていない。

(委 員) インターネットと言っても、ラインとメールでは、全く違うものである。それらを通じていじめが起きた時の対策を検討していただきたい。

(事務局) 今後、いじめ対応マニュアルを三木市子どもいじめ防止センターと連携して作成していくが、インターネット上のいじめについても新たにいじめ対応マニュアルの中に設定し、対策を検討していく。

(委員) 対応が広域に及ぶものとわざわざ限定する必要があるのか。「インターネット上のいじめ等」だけでもいいのではないか。

(委員) インターネット上のいじめであれば、学校で対応することができるということか。

(事務局) インターネット上のいじめであれば、学校で対応することができ、教育委員会でも対応することができる。広域に及ぶものとなった場合には、学校、教育委員会だけでは対応することができないような場合があると考える。

(委員) インターネット上のいじめであっても、学校で解決できるものもあれば、学校では解決できないような重大なものもある。広域だけが重大ではないのではないか。現在、いじめ条例が全国の市町で作られており、三木市も先進市の1つとして注目されている中で、市長に報告する必要がある事案の判断基準についても、しっかりしたものを作っておきたい。

(委員) 広域に及ばなくても重大な事案もありえる。そうなった場合は、(2)の仲間はずれや無視などに該当してくるのではないか。

(委員) 議案の内容はこれで良いと考えるが、これに付随する別紙については、意見の内容を踏まえ、今後整理する必要がある。

里見委員長が報告第1号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

【報告第2号】 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

「三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規

則」の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求めるものである。3月の定例教育委員会において協議した時点では、新たに減免を受ける対象者が「乳幼児等の福祉医療費を受給している者」であったが、「重度障害者の福祉医療費又は母子家庭、父子家庭若しくは遺児の福祉医療費を受給している者」を追加している。

里見委員長が報告第2号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

【報告第3号】 三木市高齢者大学学長の委嘱について

- 石田教育総務課長が次のように説明した。

「三木市高齢者大学学長の委嘱」について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求めるものである。三木市高齢者大学の学長として、岩波孝昭氏を委嘱するもので、委嘱期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までである。

里見委員長が報告第3号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

ア 学校教育課報告事項について

- 古谷学校教育課長が次のように報告した。

4月15日に第1回定例校園長会を開き、平成24年度の生徒指導関係のまとめ、平成25年度の特別支援教育の推進、三木市小中連携教育三木モデルの推進、平成25年度の学級編成・教職員の状況、平成24年度の基礎学力定着化事業の結果、平成25年度の三木市教育委員会の計画訪問指導、確かな学力向上プロジェクト事業について報告及び周知をした。学校主要行事としては、

4月8日に着任式及び始業式、9日に中学校及び特別支援学校の入学式、10日に小学校の入学式、11日に幼稚園の入園式、12日に離任式、17日には、教科・教科外研修部会を三樹小学校で行った。今後は、4月24日に全国学力学習状況調査を全小学校6年生及び全中学校3年生を対象に実施し、5月10日には、第2回の定例校園長会を予定している。

(委員) 各学校、幼稚園の入学式、入園式、卒業式において、教育委員会からの祝辞を印刷して、保護者や来賓に配付している。その祝辞の中には、生徒児童に対しておめでとう、保護者の皆さんに対しておめでとう、学校の先生方に対してよろしくお祈りしますという言葉はあるが、地域の人に対する感謝の言葉がない。地域の人にも児童生徒の見回りをはじめ、様々な協力をしていただいているので、あいさつでは、必ず地域の人に対してもよろしくお祈りしますと言っている。今後は、教育委員会の祝辞の中にも、地域の人に対してありがとう、これからもお祈りしますという言葉を入れてほしい。

(事務局) 今後は、祝辞の中に地域の人に対する感謝の言葉を入れる。

(委員) インターネットの問題であるが、インターネットの危険性についての教育や研修は、行っているのか。

(事務局) ほとんどの中学校において、全校生徒を対象とした研修会を行い、情報モラルについても各授業の中で取り上げている。小学校においても情報モラル教育が大事であるため、情報の扱い方や人を馬鹿にするような言葉でどれだけ人が傷つくかということも教えている。

(委員) インターネットの危険性だけは、しっかりと教えておかないといけない。

(委員) インターネットの危険性も重要であるが、経済の問題も重要であるので、もう少し学校で取り上げてもらえないか。経済や法律の問題についても、学校であまり教えてないような気がする。

これについては、三木独自の教育があってもいいのではないか。インターネットの危険性の問題、経済の原則も知っておかないといけない。その根底として法律も知っておかないといけない。そういう基本を子どものときから教えてあげてほしい。

(委員) そのとおりである。日本は法治国家であるため、子どものときから法律について教えていくということは、大切なことであると考える。

(事務局) 子どものときから法律について教えていくことは、大事なことである。それぞれの発達段階に応じて、例えば小学校においては学校のルールについてというように、教えていくべきである。これについては、学校教育課で検討させたいと考える。

イ 教育センター報告事項について

○ 梶本教育センター所長が次のように報告した。

研修会については、4月5日に学級経営の壺と題して、新規採用の教職員を中心に新学期の学級経営をテーマに実施し、約80名の参加であった。教育相談については、電話172件、面接68件、計240件であった。青少年悩みの相談については、電話18件、面接56件、計74件であった。今後については、5月9日、10日、13日、16日と、新規採用及び転入者、臨時講師を対象に、特に情報セキュリティの面について研修を行う予定である。次に、青少年センター事業については、4月12日に役員会及び深夜補導を行い、4月14日には金剛寺春祭りの特別補導を行った。今後については、4月及び5月に白ポスト回収を行う予定である。また、青少年センターの安全安心パトロール車が老朽化していたため、このたび市町村振興宝くじの収益金による社会貢献広報事業を利用し、安全安心パトロール車を購入した。

ウ 文化スポーツ振興課報告事項について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

5月3日にふれあいスポーツデーを予定している。また、4月17日に法界寺の絵解きの後、法界寺の裏山の山ノ上の付城の見学会を実施した。さらに、5月5日の別所公春祭りのときに、付

城3か所からのろしをあげることを予定している。最後に、3月27日付けで「三木城跡及び付城跡・土塁」について国の史跡指定の告示がなされた。これに合わせて、「三木城跡及び付城跡・土塁」の1つである明石道峯構付城について、国の史跡指定となったことにより、三木市文化財保護条例第13条第2項の規定に基づき、市の指定文化財の指定が解除された。

(委員) 絵解きを聞きたいと言う生徒がいる。しかしながら、土日ではないので、聞きに行けないという声がある。絵解きを学校でできないか。

(事務局) 例えば、別所小学校や別所中学校が絵解きを教育課程の1つに組み入れることは、可能であると考えますが、法界寺のスペースの問題がある。学校行事として、PTAも子どもも一緒に参加するという点については、検討の余地はあると考えます。絵解きができる方が2名しかいないため、学校の特色づくりとして、例えば地元の別所小学校や別所中学校が絵解きをするのであれば、年間1日程度であれば可能と考えます。なお、絵解きをする掛け軸を持ち出すことができないため、複製のものですか、又はプロジェクターで写真を映して行えば、不可能ではない。

(委員) 絵解きをする方が2人しかいないということか。

(事務局) 後継者がいない。

(委員) 中学校で絵解きクラブというものを作って、子どもに教えてはどうか。子どもなら、すぐに覚えるし、いいのではないか。

(事務局) これは、地域と連携した1つのかたちであり、後継者育成につながるものである。絵解きだけに限らず、例えば吉川音頭などについても、保存会には高齢者が多く、子ども教室もしていたが、なかなか後継者が育っていない。

(委員) その教室などで覚えた子どもたちが実践できる場所があれば良い。

エ 図書館報告事項について

○ 告野図書館長が次のように報告した。

ブックスタート事業、おはなし会及びストーリーテリングは、毎月と同様に実施している。新設図書館に係る設計のプロポーザルコンペ第1次審査会を4月3日に行い、7事業者から上位3者を選定した。5月16日に第2次審査会を開催し、1者当たり30分のプレゼンテーションと質疑応答を行い、3者の中から最優秀者と次点の事業者を選定する予定である。人形劇については、5月5日に吉川図書館でおやこ劇場を開催する予定である。また、蔵書点検として、三木市立図書館が9日間、青山図書館が3日間、吉川図書館が3日間、自由が丘公民館図書コーナーが1日、それぞれ予定している。さらに、昨日、吉川町商工会青年部から、かぶとむし文庫として図書の寄贈をいただいた。

(委員) プロポーザルコンペ第1次審査会で選定された3者は、公開できないのか。

(事務局) 現時点での公開はできない。第2次審査において選定された1者及びその提案内容については、その後公表する予定はあるが、1者に選定されるまでの間については、事業者を選定する審査過程であること、また3者の事業者間での利害関係があることから、公開はできない。

(委員) 提案内容も公表できないということか。

(事務局) 提案内容についても公表できない。

(委員) 最近の話題で、公共の建物を木造で建てるということが取り上げられていた。今まで木造であれば防火性能の面でクリアできなかった問題がクリアできるようになったということもあり、そのことと大工道具の産地である三木市とを結びつけられないかと思った。新設図書館について、前にも一部木造でできないのかという話をしたが、一部木造で建設することはできないか。

(委員) 私も公共の建物を木造で建設する話を聞いたことがある。木造で建設した建物については、悪くなった部分は、そこだけ切り取って直すことができ、また、建物で使われている木材の周囲を防火性能のあるもので覆い、その上に別の木で囲うということをしてきた。さらに、耐震性も備えているということである。

(委員) プロポーザルの条件としては、鉄筋コンクリートで、一部鉄骨造りとしている。しかしながら、プロポーザルということであるので、事業者からの提案に対し、意見を言うことができる。一部木造でということをごちから意見を言うことはできるのではないか。

(事務局) 木造については、前から御意見を聞かせていただいていた。そこで、建築住宅課の意見を聞いたところ、新設図書館の構造に木造を用いられないことはないが、非常に建設費が高くなるということである。建設基本計画では、鉄筋コンクリートで、一部鉄骨造りということとなっているが、三木市は大工道具の産地であり、地場産業の振興も重要であることから、木造ということについては、部分的にでも反映していくように進めていきたいと考える。

オ 市民協働課報告事項について

○ 石田教育総務課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第2条第1号に基づき、三木市連合PTA役員7名の方に感謝状を贈呈する予定としている。

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催日時について

里見委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成25年5月22日(水)、午後2時から開催することを決定した。

6 閉 会

里見委員長が、平成25年4月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。